

## 各務原市子ども広場補助金交付要綱

(平成19年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市子ども広場設置要綱（平成19年3月28日決裁）第3条の規定により市に設置の届出がなされた子ども広場（以下「子ども広場」という。）について、予算の範囲内で各務原市子ども広場補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、子ども広場を設置している、又は設置しようとする自治会とする。

(補助事業等)

第3条 補助事業の区分及び内容並びに補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊具等設置事業に係る補助金と整地・補修等実施事業に係る補助金を同一年度内において受ける場合は、その合算した額が、30万円を超えることができないものとする。

補助事業の区分	補助事業の内容	補助金の額	限度額
遊具等設置事業	遊具又は附帯設備（フェンス、ベンチ、水飲み場等をいう。以下同じ。）の設置	費用の2分の1以内の額	30万円
整地・補修等実施事業	子ども広場の整地又は遊具若しくは附帯設備の補修若しくは撤去	費用の2分の1以内の額	20万円
保守点検事業	遊具の保守点検	費用の2分の1以内の額	2万5,000円
子ども広場新規設置事業	子ども広場（敷地面積が400平方メートル以上のものに限る。）の新規設置に係る整備	敷地面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額又は当該整備に係る費用の額のうちいずれか少ない方の額の2分の1以内の額	400万円

2 遊具等設置事業又は整地・補修等実施事業に係る補助金の交付を受けたものは補助事業が完了した日の属する年度が終了するまでの間、保守点検事業に係る補助金の交付を受けたものは当該年度の終了後2年間、当該補助事業に係る補助金の交付

を受けることができない。

3 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、遊具等設置事業、整地・補修等実施事業又は保守点検事業に係る補助金の交付を受けようとするときは各務原市子ども広場補助金交付申請書(様式第1号)に、子ども広場新規設置事業に係る補助金の交付を受けようとするときは各務原市子ども広場補助金交付申請書(新規設置用)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事又は保守点検実施前の写真

(2) 位置図

(3) 工事又は保守点検に要する費用の見積書

2 前条第1項ただし書の場合において、申請者は、遊具等設置事業に係る補助金と整地・補修等実施事業に係る補助金の交付の申請を併せて行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、各務原市子ども広場補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、各務原市子ども広場補助事業実施報告書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事又は保守点検完了後の写真

(2) 工事又は保守点検に要した費用の領収書及び内訳書

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けた自治会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(手続の統合及び省略)

第8条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第

13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(各務原市児童遊園設置に関する補助金交付要綱の廃止)

2 各務原市児童遊園設置に関する補助金交付要綱(平成18年2月28日決裁)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市子ども広場補助金交付要綱の規定は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市子ども広場補助金交付要綱の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成30年3月30日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(各務原市子ども広場補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の各務原市子ども広場補助金交付要綱の規定は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

(各務原市子ども広場新規設置の支援に関する要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、第2条の規定による廃止前の各務原市子ども広場新規設置の支援に関する要綱第6条の規定により譲与した資産については、同条後段及び同要綱第7条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和4年3月31日決裁) 抄

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

〒  
 住 所  
 申請者 自治会名  
 氏 名  
 電 話

各務原市子ども広場補助金交付申請書

各務原市子ども広場補助金の交付を受けたいので、各務原市子ども広場補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名 各務原市子ども広場補助事業（ 子ども広場）

2 申請内容

補助事業の区分 （年1回まで申請可）	所要経費 （見積書による。）	交付申請額 （所要経費の1/2）
遊具等設置事業	円	（限度額300,000円） 円
整地・補修等実施事業	円	（限度額200,000円） 円
交付申請額の合計		（限度額300,000円） 円

\*100円未満切捨て

補助事業の区分 （3年に1回まで申請可）	所要経費 （見積書による。）	交付申請額 （所要経費の1/2）
保守点検事業	円	（限度額25,000円） 円

\*100円未満切捨て

3 補助事業の完了予定日 年 月 日

4 添付書類

- （1）工事又は保守点検実施前の写真
- （2）位置図
- （3）工事又は保守点検に要する費用の見積書

年 月 日

（宛先）各務原市長

〒  
住 所  
申請者 自治会名  
氏 名  
電 話

各務原市子ども広場補助金交付申請書（新規設置用）

各務原市子ども広場補助金の交付を受けたいので、各務原市子ども広場補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名 各務原市子ども広場補助事業（ 子ども広場）  
2 所在地 各務原市  
3 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

4 申請内容

補助事業の区分	敷地面積に1 m <sup>2</sup> 当たり 1万円を乗じて得た額	所要経費 (見積書による。)
子ども広場新規設置事業	(A) 円	(B) 円
交付申請額 (A又はBのうち、いずれか少ない方の額の1/2)		(限度額4,000,000円) 円

- 5 補助事業の完了予定日  
年 月 日

6 添付書類

- (1) 工事実施前の写真  
(2) 位置図  
(3) 工事に要する費用の見積書

様式第3号(第5条関係)

各務原市子ども広場補助金交付決定通知書

各務原市指令 第 号  
年 月 日

住 所  
自治会名  
氏 名

各務原市長

年 月 日付で申請のあった各務原市子ども広場補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	各務原市子ども広場補助事業( 子ども広場)
補助事業の目的	各務原市子ども広場補助金交付要綱の規定に基づき、児童の健全な育成を図るため、子ども広場を整備する自治会を支援すること。
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この補助金は、上記目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。</li> <li>2 この補助金について、目的外又は不当な支出等があったときは、補助金の返還を命ずるものであること。</li> <li>3 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。</li> <li>4 事業が完了したときは、各務原市子ども広場補助事業実施報告書兼請求書(様式第4号)を提出すること。</li> <li>5 各務原市補助金交付規則第18条の規定により、市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。</li> </ol>
備 考	補助金の額に変更がない場合は、各務原市子ども広場補助事業実施報告書兼請求書の提出があった後に、上記の交付決定額を確定額とみなす。

（宛先）各務原市長

補助事業者 住 所  
自治会名  
氏 名

各務原市子ども広場補助事業  
実施報告書兼請求書

各務原市子ども広場補助金交付要綱第6条の規定により補助事業の実施の結果を報告し、併せて補助金の交付を請求します。

記

- 1 実施した補助事業名 各務原市子ども広場補助事業（ 子ども広場）
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 計画の実施状況
- 4 補助事業の効果
- 5 補助事業の着手及び完了日  
着 手 年 月 日  
完 了 年 月 日
- 6 収支決算

収入の部		支出の部	
区分	金額	区分	金額
各務原市補助金	円		円
計		計	
収入支出差引額		円	

- 7 補助金の請求金額等

請求金額	円		
交付決定年月日等	各務原市指令 年 月 日	第 号	
交付決定額	円		

- 8 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			